

和歌山県立和歌山工業高等学校

生徒心得

総則

和歌山工業高等学校生徒は、本校の教育方針を基とし、本校生徒としての自覚と誇りを持ち、より良き人格形成のため、次の各章の示す意義をよく理解して、これの実践に努めなければならない。

第1章 望ましい高校生の姿

1. 本校生徒は情熱と理想を持ち、自らの進路に向かって目的のある生活をする事。
2. 学習はもちろん、クラブ活動、生徒会活動を通じて、自身の完成に積極的に取り組む事。
3. 集団の規律を守り、互いに人権を尊重し、協力し合う態度を身につける事。
4. 学校の内外を問わず誰とでも明るく挨拶をかわし、品位ある言葉づかいと態度に心掛ける事。
5. 学校の内外を問わず公共物は積極的に愛護し、美化に努める事。
6. 時間を厳守し、規則のある生活を行う事。

第2章 服装頭髪規定

1. 制服は標準服又は標準服に準じると認めたもの。
校章・科章を左襟につけ、ボタンは本校指定のものを付けること。(袖には2~3個)
2. 制服は本校の指定服を着用し、スカートには指定の刺繍入りのものを着用すること。(※本校指定のスラックスの着用も可とする。) また、校章・科章を左胸につけること。
3. 頭髪は端正にし、パーマ・染髪・脱色等をしてはならない。
エクステ等は禁止する。

4. 靴は、スニーカー、スポーツシューズ、または革靴でも良い。雨天の場合は雨靴の使用を認めるが、サンダル、スリッパ、ブーツは禁止する。
5. 靴下、タイツ、パンストは、華美でないものとする。
6. 化粧、付け睫毛、ネイルチップ、マニキュア、カラーコンタクト、装飾品（指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス等）は禁止する。
7. ベルトは華美でないものとする。スカートの丈は、膝頭程度とする。
8. 6月1日より9月30日までは、指定シャツ又は指定ブラウスとする。但し、前後には移行期間を設ける。
9. 通学途上において、防寒着、防寒具の登下校時の着用を認めるが、華美でないものとする。また、制服の中への防寒着の着用は認めるが、フードや襟等を外に出すものは禁止する。
10. 科章は次のように定める。
建築科：【建】 機械科：【機】 電気科：【電】
土木科：【土】 創造技術科：【創】
化学技術科：【化】 産業デザイン科：【産】

第3章交通安全

交通規則を厳守し、事故防止に細心の注意を払うこと。

1. 自転車通学は許可制とする。許可された者は、所定のステッカーを貼り、各クラス指定された場所に駐輪すること。ただし、指導に従わない者は、許可を取り消す場合がある。
2. 自転車通学生は、学校付近での交通混乱と、それによる交通事故をさけるため指定された通学路に登校すること。
3. 自転車通学生は、下記の事項を守ること。
 - ア. 前後車輪のブレーキは完全に動作すること。
 - イ. 反射器（橙または赤）が備え付けられていること。

- ウ. 前照燈が確実に点灯し、かつ適当な明るさであること。
 - エ. 雨天の日は雨合羽を着用すること。
 - オ. 傘さし、二人乗り運転は絶対しないこと。
 - カ. 運転のさまたげとなる携帯電話、ヘッドホン・イヤホン等をしないこと。
4. 交通事故に遭遇したときは、事故の状況、相手の自動車番号、運転者の氏名等を確認するとともに、警察に連絡し、負傷者救助に協力すること。
 5. 校内及び通学途上における事故に対しては、日本スポーツ振興センターの給付が適用されるので、ただちに申請手続きを取ることを。(40 頁参照)

第 4 章 許可手続き及び届出

1. 下記に挙げるものについては願い出て許可を受けること。
 - (1) 学校の内外を問わず金銭または物品を集めるとき。
(生徒→HR 担任またはクラブ顧問)
 - (2) 学校の内外を問わず集会（レクリエーションを含む）をするとき。(生徒→生徒会顧問またはクラブ顧問)
 - (3) 広告、ビラ新聞雑誌などを掲示、配布または発行をするとき。(生徒→HR 担任→総務部長、但し生徒会関係は係教員の許可)
 - (4) 団体に加入、もしくは団体を作り、演説またはこれに類する行為を行うとき。(生徒→HR 担任→生徒支援部長)
 - (5) 登校時間中に臨時に外出するとき。(生徒→HR 担任)
 - (6) 制服以外の服装で通学するとき。(生徒→HR 担任→生徒支援部長、但しこの場合許可証を携行すること)
 - (7) 自転車で通学するとき。
(生徒→HR 担任→生徒指導部長)
 - (8) アルバイトをするとき。(但し届け条件は第 6 章 2 に定める)(生徒→HR 担任→生徒支援部長)

(9) 生徒手帳の再交付をうけるとき。

(生徒→HR 担任→事務室で購入)

(10) 休学、復学、転学、退学をするとき。

(保護者→HR 担任→教務部長)

2. 下記に挙げるものについては HR 担任に届け出ること。

(1) 自宅以外から通学しようとするとき。

(2) 自己または保護者の本籍、現住所などに異動を生じたとき。

(3) 遅刻、早退、欠課、欠席をするとき。

但し病気欠席 1 週間以上にわたるときは医者の診断書を添えること。

(4) 学校感染症に指定されている疾病にかかっている、またはかかっている疑いがある場合。この場合は、状況判断によって出席停止を命じることがある。

(5) 学校の施設物品などを破損、または紛失したとき。この場合は全額または一部を弁償するものとする。

(6) 校内において金銭、物品などの盗難、あるいは紛失または拾得したとき。

(7) 警察官その他より注意を受けたとき、交通事故にあったとき。

第 5 章 禁止事項

1. 暴力・脅迫・いやがらせ・窃盗・とばく・その他犯罪行為。

2. 凶器・火器・不良図書など有害物品所得。

3. 飲酒・喫煙（同席含む）・電子タバコ等およびパイプ等喫煙具所持・シンナー等の薬物の吸引麻薬に類するものの使用。

4. 破廉恥行為及び不純異性交遊。

5. 不健全娯楽場（パチンコ等）の立入。

6. 粗暴行為・落書・授業妨害など風紀を乱す行為。

7. 夜間 10 時以降の外出及び無断外泊。
8. 制服以外の服装による登下校。
9. 服装・頭髪規定の違反。
10. 道路交通法違反
スピード違反、区分帯違反、未整備車の運転、ながら運転（傘さし、イヤホン、携帯電話）、並進運転、信号無視、暴走行為、無免許運転、定員外乗車、並びにこれらの幫助。
11. 単車、自動車による通学。
12. 考査の不正行為。
13. 授業時間中の部室の使用及び出入。
14. 必要な許可願を出さない各種行為（外出・早退など）及び高校生の本分に反した行為。

第 6 章 携帯電話

1. 校内では携帯電話等を使用することを禁止とする。
2. 授業中に携帯電話等を使用している場合は、すぐに使用をやめるよう指導する。

第 7 章 その他

1. 掃除は普通掃除と大掃除とし、前者は毎日放課後、後者は必要に応じて行う。
2. アルバイトは届出制とする。ただし、次の場合は受理しない。
 - ア. アルバイトの時間が授業に影響を及ぼす。
 - イ. 和歌山県青少年健全育成条例、（夜間の外出の制限）第 22 条の青少年を夜間に外出させない（午後 10 時から午前 4 時）が守れない。
 - ウ. アルバイト先が、未成年の立入を禁止している店舗（風俗店、パチンコ店等）である。
3. 体育授業時の服装及び履物は下記の通りとする。

- ア. 6月~10月 体育科指定の夏服装を着用（半袖シャツ、ハーフパンツ）
- イ. 10月~6月体育科指定の冬服装を着用（トレパン、トレシャツ）
- ウ. 屋外での運動靴は特に指定しないが、華美でないスポーツシューズを使用すること。
- エ. 体育館では、指定の体育館シューズを使用すること。体育館シューズでの屋外兼用は厳禁。

（令和7年1月9日修正）